

四日市市告示第466号

地域生活支援事業体制強化事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年9月24日

四日市市長 森 智 広

地域生活支援事業体制強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に所在する訪問入浴サービス事業、移動支援事業、日中一時支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）を行う事業所において、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）対策として行う事業に係る経費を補助し、当該事業所における新型コロナウイルス感染症への対策強化を目的として、地域生活支援事業体制強化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにつき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する事業所（以下「事業所」という。）の設置者であつて、当該事業所が本市に所在するものとする。

- (1) 四日市市身体障害者(児)訪問入浴サービス事業実施要綱（平成28年四日市市告示第104号）第14条の規定により指定を受けた事業所
- (2) 四日市市障害者(児)移動支援事業実施要綱（平成20年四日市市告示第91号）第15条の規定により指定を受けた事業所
- (3) 四日市市障害者(児)日中一時支援事業実施要綱（平成20年四日市市告示第90号）第14条の規定により指定を受けた事業所

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間において実施する次の各号に掲げる経費の合計とする。ただし、合計額から寄附金や他の補助金等の収入がある場合、収入相当額を必要経費から差し引くものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に必要なマスク、消毒用アルコール等の衛生用品の購入に係る消耗品費及びその他必要な備品購入費
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策により生じた人件費及び役務費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症対策として適当である

と認められる経費

(補助金の交付額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費を予算の範囲内において交付するものとする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（第1号様式）に、必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、書類等を審査のうえ、補助金の交付が適当と認められたときは、速やかに交付決定し、交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第7条 申請者は、前条に定める通知を受けた後、事情の変化により補助事業の内容、経費の配分その他の事項を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事業計画変更承認申請書（第3号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(変更決定)

第8条 市長は、前条の規定による事業計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、変更を承認したときは、事業計画変更決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助事業を完了したときは、実績報告書（第5号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者の請求により補助金を交付するものとする。

2 申請者は、前項の請求を行う場合は、請求書（第6号様式）により市長に請求しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、申請者が虚偽その他不正の手段により、補助金の交付を受けたと認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金の評価)

第12条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正または廃止、その他適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者

住 所

名 称

代表者

印

交付申請書

地域生活支援事業体制強化事業費補助金の交付を受けたいので、地域生活支援事業体制強化事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請金額 金 円

2 添付書類

(1) 実施計画書

(2) その他

地域生活支援事業体制強化事業実施計画書

1. 事業内容

(事業者名:)

事業名	区分	事業内容	対象経費支出予定額(円)	積算内訳(円)	備考
記入例	(1)訪問入浴サービス	利用者及び職員の感染防止対策	30,000円	・マスク ・消毒液 -2,000円(50枚入)×10箱=20,000円 -1,000円(400ml)×10本=10,000円	
新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域生活支援事業体制強化事業	(1)訪問入浴サービス				
	(2)移動支援事業				
	(3)日中一時支援事業				
合計					

※ 必要に応じて事業内容が分かる資料を別紙で添付すること。

住 所

名 称

代表者

交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった地域生活支援事業体制強化事業費補助金については、地域生活支援事業体制強化事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助金の対象となる事業
- 3 補助金の交付の条件
 - (1) 四日市市補助金等交付規則等の規定を遵守すること。
 - (2) この補助金に係わる関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
 - (3) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

印

事業計画変更承認申請書

年 月 日付け四日市市指令障害第 号一 で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、地域生活支援事業体制強化事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1 補助金変更申請額	<u>金</u>	<u>円</u>
既交付決定額	<u>金</u>	<u>円</u>
差引増減額	<u>金</u>	<u>円</u>

2 変更の理由

3 添付書類

(1) 実施計画書（変更）

(2) その他

地域生活支援事業体制強化事業変更実施計画書

1. 事業内容

(事業者名:)

事業名	区分		事業内容	対象経費支出予定額(円)	積算内訳(円)	備考
新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域生活支援事業体制強化事業		変更前				
		変更後				
合計						

※ 必要に応じて事業内容が分かる資料を別紙で添付すること。

住 所

名 称

代表者

事業計画変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった地域生活支援事業体制強化事業の計画変更を承認したので、補助金の交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 変更決定額 金 円
- 2 計画変更の内容
- 3 条件

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

印

実績報告書

年 月 日付け四日市市指令障害第 号一 で補助金の交付決定を受けた地域生活支援事業体制強化事業を完了したので、地域生活支援事業体制強化事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 経費支給申請書

2 その他

第5号様式別添（第9条関係）

経費支給申請書

①施設名		
②住所	(〒 -)	電話 () -
③新型コロナウイルス感染症対策事業に要した費用	※別添領収書のとおり 円	
(備考)		

第6号様式（第10条関係）

請 求 書

金 _____ 円
(交付確定額 _____ 円)

ただし、地域生活支援事業体制強化事業費補助金として上記金額を請求します。

年 月 日

住 所

名 称

代表者

印

四日市市長

(振込先)

金融機関： _____

口座番号： 普通 _____

口座名義： _____